

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 84 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2022 年 6 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

水素原産地保証・証明制度のトライアル（エネルギー）

[Japan Practice 紹介サイト](#)



ネットゼロ達成の必要性が世界的に共有され、新興の水素市場において水素の原産地が注目を集める中で、強固で世界的に認知された原産地証明制度の重要性が水素業界で広く認識されるようになっていきます。

オーストラリア政府は、2021 年、水素原産地保証（Hydrogen GO）証明制度の設計についてのディスカッション・ペーパーの公表、コンサルテーションに続き、「コンサルテーションの概要と次のステップ」を公表し、Hydrogen GO 証明制度の設計に役立てるため、水素製造に関わるプロジェクトに対して、トライアルへの参加を呼びかけていました。2022 年 5 月 17 日、クリーンエネルギー監督庁は、トライアルに最初に参加する 17 プロジェクトを指定しました。この中には、褐炭から水素を製造、液化し、日本へ輸出するという画期的な試験的プロジェクトである、水素エネルギーサプライチェーン（HESC）プロジェクトも含まれています。

本稿では、トライアルについて現段階で明らかになっていることを紹介し、今後の見通しについて検討します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

その他の注目のトピック

労働党新政権による労働政策の展望（労働法）

連邦総選挙で労働党が政権を奪還したことにより、今後、雇用の保障に重点を置き、カジュアルやその他の不安定な雇用による搾取の阻止や男女間の賃金平等を達成するための労使関係の法改正が行われることが予想されます。たとえば、カジュアル労働者に対して、雇用関係の開始時に合意された条件と異なり、雇用関係の継続に基づき、正社員に転換する明確な道筋を与えることを目的として、カジュアル雇用の定義を改正して客観的なテストを立法することが予定されています。本稿では、労働党による新政権が計画している労使関係の改正について紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

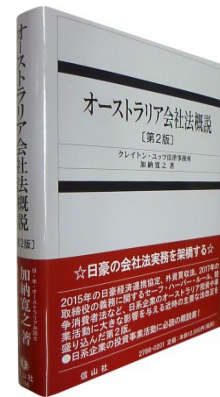
電気自動車等に対する賦課金等の法制化の動向（環境法）

オーストラリアにおける ZLEV（Zero and Low Emission Vehicle、ゼロ・低排出車）の所有者に対する賦課金等の法制化への道のりは、複雑な経過をたどっています。各州は、ZLEV の普及促進と州の歳入の維持という 2 つの政策のバランスをとるために、異なったアプローチをとっています。南オーストラリア州では、2021 年 10 月に電気自動車賦課金に関する自動車改正法が議会で可決されたばかりでしたが、2022 年 4 月に労働党が政権をとった結果、同法の廃止が予定されています。他方、西オーストラリア州では、ZLEV の使用を促進するための 6,000 万豪ドルの政策パッケージの一環として、賦課金等の導入と ZLEV 購入者等に対するリベートの制度を組み合わせで導入する計画が発表されました。ヴィクトリア州の ZLEV 法を巡っては、連邦憲法上 ZLEV 使用料は州政府ではなく連邦政府のみが課すことができる物品税であると主張して提起された訴訟が、連邦最高裁判所（High Court）で争われています（Vanderstock & Anor v. The State of Victoria）。

本稿では、ZLEV に関する賦課金等についての各州・連邦政府の政策の近時の動向や、合憲性に関する訴訟の状況を概説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説 〔第 2 版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。第 2 版は、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

政権交代による不動産業界への影響（不動産）

労働党による新政権は、オーストラリアの不動産業界に関する様々な新政策を予定しています。オーストラリア住宅未来ファンド（Housing Australia Future Fund、HAFF）は、100 億ドルの低金利ローンで、政府が投資し、そのリターンをオーストラリア全土の社会的・低価格住宅の建設に充てることが約束されており、地域社会と建築業界に利益をもたらす可能性があります。Help to Buy 制度は、中・低所得層の住宅購入の初期費用を軽減するもので、連邦政府が購入価格の最大 30～40%を拠出して住宅の持分を保有するものですが、不動産価格が下落した場合に金融機関との間の優先権の問題が生じるか等、現段階では不透明な問題もあります。

本稿では、労働党政権による不動産に関連する政策を概観し、不動産業界にもたらす効果と課題について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

ディスカバリーのプロセスと義務（訴訟）

オーストラリアの訴訟では、日本と異なり、ディスカバリーの制度があります。ディスカバリーは、証拠の偏在を是正し、審理（trial）における不意打ちを防ぐために、関連する書類すべてが当事者と裁判所に提供されることを保証する予備的な手続きです（なお、クイーンズランド州を含む特定の法域ではディスクロージャーと呼ばれます）。特に訴訟の初期段階においてはディスカバリーの手続きに圧倒されるかもしれませんが、①明確な文書管理方針を備える、②弁護士秘匿特権を確実に理解する、③早期に着手する、④e-ディスカバリーの専門家に相談する、といった方法で対処することが可能です。

本稿では、ディスカバリーの基本を説明したうえで、ディスカバリーに係る義務を過不足なく費用対効果の高い方法で遵守するために重要なポイントを解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナーのご報告

講演のご報告：「FIRB 承認申請実務（2021 年改正法施行後の動向と注意点）」（2021 年 8 月 31 日）

加納弁護士が、2021 年 8 月 31 日に「FIRB 承認申請実務（2021 年改正法施行後の動向と注意点）」をテーマに、実際の承認申請案件を紹介しながら実務上影響が出ている主要な改正点や承認申請の際の注意点等について、ブリスベン日本商工会議所開催の勉強会にて講演を行いました。

講演の内容は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

ウェビナー開催のご報告：「2021 年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」（2021 年 6 月 22 日）

加納弁護士が、2021 年 6 月 22 日に、ウェビナー形式にて「2021 年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」をテーマに、講演（メルボルン日本商工会議所との共催）を行いました。解説した主なトピックは、以下のとおりです。

- ▶ 2021 年の外資買収法改正の概要
- ▶ FIRB 承認申請の実務（改正後の傾向と注意点）
- ▶ 法改正前後の実務の状況（ケーススタディーを交えて）

講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)でご覧いただけます。

最近の出版物等

『オーストラリアにおけるビジネス展開』のアップデート

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われたことを受け、本稿における「外国投資」の章をアップデートしました。アップデートされた本冊子は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等（2019年時点）を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 嶋田雅
メール：mshimada@claytonutz.com



ロイヤー Kai Priestly
メール：kpriestly@claytonutz.com



外国資格実務家 梶原康平
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：kkajiwara@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com